

平成29年2月21日実施・公金の債権回収業務に関する法務研修（水戸開催）

公金の債権回収に関する法令と実務

茨城県弁護士会所属 弁護士 茂手木 克 好

本日の講義内容

第1	はじめに	p 1
第2	債権の意義・区分	p 1
第3	任意の履行を求める措置	p 4
第4	徴収困難であると判断されるとき措置	p 1 2
第5	強制的な措置（法的手続による回収）	p 1 3
第6	時効	p 1 4
第7	欠損処理	p 1 6

添付資料

- 1 法令集
- 2 参考裁判例集
- 3 資料集

第1 はじめに

- 1 滞納整理の要諦は、回収すべきものは回収し、落とすべきものは落とすことにある。
- 2 徴収率を上げるコツは、法令に則った債権管理を行うことに尽きる。

第2 債権の意義・区分

1 地方自治法（以下「自治法」）上の債権

(1) 金銭債権 自治法240条1項【法令集p1】

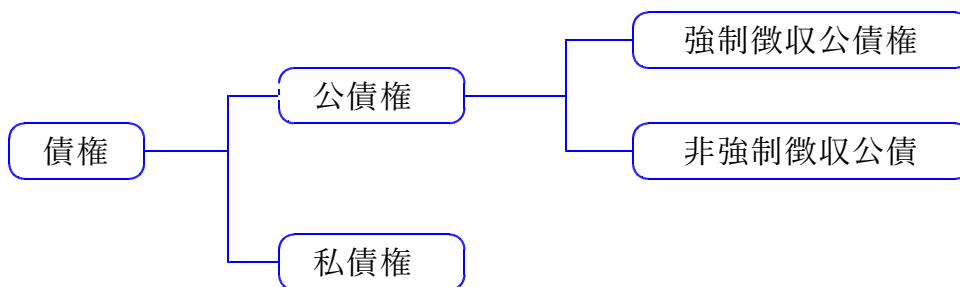
c f 財産 自治法237条1項【法令集p1】

c f 物権と債権の区別

物権とは、物に対する権利（所有権、抵当権など）

債権とは、人に対する権利＝特定の人に特定の給付を請求する権利

2 債権の分類



(1) 強制徴収公債権 滞納処分による徴収可能

c f 自治法231条の3第3項【法令集p1】

(2) 非強制徴収公債権

滞納処分（自力執行）による徴収不可

c f 自治法231条の3第1項【法令集p1】

(3) 私債権

3 公債権

(1) 意義

公法上の原因によって発生する債権

公法上の原因とは？

(2) 種類

ア 地方税（自治法223条）【法令集p2】

イ 強制徴収公債権（自治法231条の3第3項）

(ア) 分担金（自治法 224 条），加入金（同 226 条等），過料（同 14 条 3 項など）【法令集 p 2】

(イ) 法律に滞納処分の規定がある。

例：下水道使用料（自治法付則 6 条 3 号），国民健康保険料（国民健康保険法 79 条の 2）【法令集 p 2】，介護保険料（介護保険法 144 条）【法令集 p 2】，道路占有料（道路法 73 条 3 項）【法令集 p 3】

ウ 非強制徴収公債権

(ア) 強制徴収公債権以外の公債権

(イ) 使用料（自治法 225 条），手数料（同 227 条），その他は法律に滞納処分の規定がなければ非強制徴収公債権

(3) 発生（道路占用料を例として）

ア 占用許可（道路法 32 条 1 項）【法令集 p 3】

イ 占用料の徴収（同法 39 条 1 項，各自治体の道路占用料等徴収条例）

例：茨城県道路占用料徴収条例

4 私債権

(1) 意義・私法上の原因に基づいて発生する債権

契約（民法第 3 編債権・第 2 章），事務管理（同・第 3 章），不当利得（同・第 4 章），不法行為（同・第 5 章）

(2) 発生要件（契約の場合）

申込と承諾

(3) 茨城県における母子福祉資金貸付・・・私債権の例として

ア 根拠法令

・母子及び父子並びに寡婦福祉法（以下「母子寡婦法」という。）【法令集 p 3】

・母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令

・茨城県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（以下「細則」という。）【法令集 4 頁】

イ 目的

・母子寡婦法 1 条

ウ 借受資格

・母子寡婦法 6 条，13 条 1 項，31 条の 6，32 条【法令集 3～4 頁】

エ 貸付けの手続き

- (ア) 貸付の申請（細則 3 条） 申込
- (イ) 貸付決定（細則 5 条）
- (ウ) 交付（細則 5 条） 承諾
- (エ) 借用書の提出（細則 6 条）
- (オ) 金銭の交付

オ 法的性質（発生原因）

(ア) 公債権か私債権か

→私債権：貸付債権は法律，施行令，細則に基づいて発生するのではない。

- (イ) 貸付債権は契約によって発生するとすると，法律，施行令，細則に法的意味はないのか

→内部的拘束力

- (ウ) 契約といえども，自治体が当事者となる契約であるから憲法上の原則（平等原則等）の適用を受ける。

- (エ) 法律や条例等の法令は，当然には相手方に効力を及ぼさないが，法定約款ないし附合約款として間接的な効力を有する（通常，借用書などに「〇〇条例を遵守して返済することを誓約します。」などの文言が記載されている。）。但し，相手方に対し，その内容について十分な説明が必要である。

*資料集 p 1

5 公債権，私債権の区分に関する判例

- (1) 公営住宅 最判昭 5 9. 1 2. 1 3 【参考裁判例集 p 2】
- (2) 水道料金 最決平 1 5. 1 0. 1 0 【参考裁判例集 p 5】
- (3) 公立病院の診察料 最判平 1 7. 1 1. 2 1 【参考裁判例集 p 5】

第 2 任意の履行を求める措置

1 督促

(1) 法令の確認

ア 公債権 . . . 自治法 2 3 1 条の 3 第 1 項 【法令集 p 1】

個別法 e x. 道路法 7 3 条 1 項 【法令集 p 3】

イ 私債権 . . . 自治法 2 4 0 条 2 項 【法令集 p 1】，自治令 1 7 1 条

- (2) 督促する時期，督促の方法，指定すべき期限

ア 自治法に規定無し

イ 条例，財務規則，会計規則等に定めをおいている自治体もある。

e x. 茨城県の場合，茨城県財務規則 57 条に，納期限後 20 日以内に督促状より完納すべき旨を督促しなければならない，督促状を発する日から 15 日以内において納期限を指定しなければならない旨の定めがある。

* 資料集 p 2～3

(3) 督促の効力

ア 強制徴収公債権 滞納処分の前要件（自治法 231 条の 3 第 3 項【法令集 p 1】）

イ 時効中断 自治法 236 条 4 項により絶対的な時効中断の効力 ただし，最初の督促のみ

c f. 民法 153 条

ウ 公債権につき条例に定めがあれば督促手数料，延滞金の徴収可（自治法 231 条の 3 第 2 項【法令集 p 1】）

e x. 水戸市の場合，水戸市税外収入延滞金及び督促手数料徴収条例により督促手数料及び延滞金を徴収できる。

(4) 送達

ア 自治法 231 条の 3 第 4 項【法令集 p 1】 通常到達すべきときに送達があったものと推定される（地方税法 20 条 4 項【法令集 p 6】）。←公債権のみ（私債権適用なし）。

c f. 民法 97 条

イ 交付送達（地方税法 20 条 2 項【法令集 p 6】）

ウ 差置送達（同条 3 項 2 号【法令集 p 7】）

エ 公示送達（同 20 条の 2【法令集 p 7】）

(5) 再督促（催告）

ア 自治法に規定無し

イ 弁済を促すという事実上の効果を期待して行う。

ウ 2 回目以降の督促に民法 153 条【法令集 p 5】の催告の効力はあるとするのが判例（最判昭 43. 6. 27【参考裁判例集 p 1】）

エ ワンパターンではダメ。次第に強い口調のものにする。

* 資料集 p 4

(6) 期限の利益の喪失条項がある場合の督促・催告

ア 自治法 240 条 2 項【法令集 p 1】，自治令 171 条の 3

イ 期限の利益の意味 請求失期と当然失期

ウ 繰上事由

法令 民法 137 条，民法 930 条等

契約 期限の利益の喪失約款

c f. 母子及び父子並びに寡婦法施行令 16 条

エ 配達証明付内容証明郵便で送る。→併せて最後通牒の役割

* 資料集 p 6

(7) 保証人に対する請求

ア 自治令 171 条の 2 第 1 号

イ 請求の時期・・・「相当の期間」とは

c f. 平 20. 2. 21 広島地裁福山支部判決【参考裁判例集 p 7】

c f. 平 24. 7. 18 東京地裁判決【参考裁判例集 p 10】

2 履行延期の特約等

(1) 法令の確認

ア 自治法 240 条 3 項【法令集 p 1】，自治令 171 条の 6

イ 私債権及び非強制徴収公債権のみ適用

(2) 適用要件の確認方法

* 資料集 p 8～p 10

(3) 延長する期間

ア 特に定めなし

イ 条例等に定めを置いている自治体もある。

e x. 水戸市の場合，水戸市財務規則 261 条【法令集 p 8】により，原則として，5 年以内とされている（再延長可）。

(4) 法的効果

ア 期限の利益を付与→遅滞は解消

(5) 民法上の和解との関係

ア 民法上の和解（民法 695 条）ではない。

イ したがって，議会の議決は不要であるが，裁判所で行うときは必要となる（自治法 96 条 1 項 12 号）。

(6) 履行延期に係る措置

ア 特に定めなし

イ 利息は課すべき。できれば担保提供させる。

c f . 水戸市財務規則 2 6 2 条【法令集 p 8】

(7) 特約等に付すべき条件

ア 特に定めなし

イ 期限の利益の喪失条項, 住所変更通知義務, 調査受忍義務等を付すべき。

c f . 水戸市財務規則 2 6 3 条 1 項 1 号【法令集 p 8】

ウ 同意書の入手 * 資料集 p 1 1

(8) 手続き

ア 特に定めなし

* 資料集 p 1 2 ~ p 1 7

3 納付誓約書による分割納付容認

(1) 法令の確認

ア 法的根拠なし

イ 地方税, その他の公債権, 私債権にも使われている。

* 資料集 p 1 8

(2) 要件の確認

ア 特に限定なし

(3) 猶予期間

ア 特に制限なし

(4) 法的効果

ア 納付義務者が一方的に差し入れるものであり, 法的効果は発生しない。

イ 合意が成立しているとみることはできない。

ウ 債務承認として時効中断の効力はある (民法 1 4 7 条 3 号)。

(5) 事実上の効果

ア 納付誓約どおりに履行している間は強権発動 (滞納処分, 訴訟提起等の法的手続き) を差し控えるという事実上の効果はある。

(6) 濫用すると弊害の方が大きい。

ア 法的根拠を有しないので, 安易に適用される。→不履行→納付誓約書→不履行→納付誓約書・・・(繰り返し)・・・長期滞納者を現出

イ 滞納初期に短期間に限って使うべきである。

ウ 不履行のときは, 原則どおり, 法的手続きを採るべきである。

第3 財産調査

1 財産調査の目的

- (1) 債務者の収入状況、資産状況を把握することにより、回収するのか、落とすのか、今後採るべき措置を決める。

2 地方税の徴税吏員の滞納処分に関する調査権限

(1) 質問検査権

ア 地方税法331条6項（市町村民税）→国徴法141条

イ 滞納者のみならず、滞納者と取引関係のある第三者等に対しても調査可能

ウ この権限を使って、例えば、金融機関に滞納者との取引の有無や取引経過に関する情報を入手することができる。

エ 質問検査に応じない者、虚偽の陳述をなし、あるいは虚偽の書類を提出したりした者については罰則の適用がある（地方税法333条1項（市町村民税）等）。

(2) 官公庁等に対する調査

ア 地方税法331条6項（市町村民税）→国徴法146条の2

イ この権限を使って、例えば、税務署に対して法人税、所得税申告書等及び納税状況等を照会できる。

(3) 搜索

ア 地方税法331条6項（市町村民税）→国徴法142条

イ この権限を使って、滞納者宅に立ち入り、現金や高価品、帳簿等を探し出す。

3 地方税以外の強制徴収公債権の場合の調査権限

- (1) 地方税の滞納処分の例による（自治法231条の3第3項【法令集p1】）

(2) 地税法は、税目毎に滞納処分について規定しているが、それらの規定は、当該規定に定めのないものについては、「国徴法に規定する滞納処分の例による。」としており、国徴法の滞納処分の規定が包括的に適用になる。

(3) それ故、当該強制徴収公債権については、その債権の性質に反しない限り、国税の滞納処分について適用される法規を一般的に準用することになる。

(4) この法規の主なものは国徴法第5章の滞納処分の規定であるところ、財産調査については、同法同章第2款（141条ないし147条）に規定があり、

強制徴収公債権については上記規定が適用になる。

4 非強制徴収公債権・私債権の場合

(1) 調査権なし→では、どうしたらよいか→情報を共有化できないか。

→後記6

5 情報共有化についての制約

(1) 個人情報保護法

ア 第三者提供の原則禁止（個人情報保護法23条）

イ 金融機関等からの情報を入手できない。

(2) 個人情報保護条例

ア 情報の取得制限

(ア) 茨城県個人情報の保護に関する条例5条1項、3項 所掌する事務の目的達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段によって収集しなければならない。

(イ) 同条1項本文 個人情報を収集するときは、本人から直接これを収集しなければならない。

イ 目的外利用、第三者提供の禁止

(ア) 同条例9条1項 原則として、本人の同意を得ずに、目的外利用することはできない。また、第三者に提供することはできない。

(3) 税務情報に係る守秘義務

ア 法令の確認

(ア) 地方税法22条

(イ) 平成25年改正 守秘義務の範囲の拡大、厳罰化

イ 趣旨

(ア) 地方税法331条6項【法令集p9】等、国税徴収法141条【法令集p10】、地方税法333条1項【法令集p10】等により、自力執行力のある債権の徴収職員に強力な調査権限が付与されている。

(イ) そして、地方税法22条は、同法が上述のとおり徴税職員に対して強力な調査権限を与えていることと引き換えに、徴税職員に対して、通常の地方公務員と比して、広範で、かつ重い守秘義務を課しており、「漏洩」のみならず、「窃用」も禁じている。

(ウ) 専らプライバシー保護か、申告納税制度の下での税務行政の適正な執行を確保するという公益保護をも目的として含んでいるのか。

- c f. 東京高裁平成7年7月19日判決【参考裁判例集 p 3】 最高裁平成9年4月25日判決はこれを支持・・・含む。
- c f. 大阪高裁平成10年1月29日判決【参考裁判例集 p 4】 最高裁平成14年9月26日判決はこれを支持・・・含む。
- c f. 大阪地裁平成13年3月8日判決【参考裁判例集 p 4】・・・含まない。

ウ 「漏洩」の意義

- (ア) 「漏洩」とは、私人の秘密を本人の意思に反して第三者に知らせることをいう。
- (イ) 「租税行政組織内部において、当該事案に関する租税の確定・徴収のために必要な範囲内で、上司及び当該事案の調査に従事する他の職員に知らせること」は「漏洩」の唯一の例外である（弘文堂／金子宏「租税法」第16版698頁）。
- (ウ) 上記文献では「（租税行政組織内部であっても）上司及び当該事案の調査に従事する」他の職員に限り、「漏洩」の例外にあたりとされている。したがって、「徴税吏員と徴収吏員の併任」をすることで、「漏洩」という構成要件該当性を回避できるとは断言できない。

エ 「窃用」の意義

- (ア) 秘密に該当する私人の情報を本人の意思に反して利用することをいう。税の徴収のために収集した情報を私債権等の徴収の目的に使用するの「窃用」あたると考えられる。

オ 秘密の意義

- (ア) 実質秘であることが必要（最高裁昭和52年12月19日判決【参考裁判例集 p 2】）
→当該秘密が一般に知られておらず、かつ、本人が他人に知られないことについて客観的に相当の利益を有するものであることが必要である。

カ 守秘義務の解除

- (ア) 強制徴収公債権の徴収職員相互間
 - a 強制徴収公債権の徴収職員は地方税の徴収吏員と同様の権限と守秘義務を負っている。
 - c f. 平成19年3月27日総税企第55号「地方税の徴収対策の一層の推進に係る留意事項等について」

*資料集 p 19～p 21 →この通知では、国税徴収法や地方税法の例による自力執行権が付されている債権については、地方税法22条に定める守秘義務に関し、滞納者の財産情報を利用することは差しつかえない、とされている。

(イ) 法令によって、その開示が要求され、あるいは、閲覧が認められている場合

a 恩給法58条の4、生活保護法29条、公営住宅法23条の2（現行法34条）

c f. 大阪地裁昭和43年12月25日判決【参考裁判例集 p 1】（公営住宅法23条の2に基づく市町村民税課税台帳の閲覧は可）、大阪高判昭45. 1. 29（上記大阪地裁判決の控訴審）

(ウ) 照会に応じないことについて罰則等が課され、これによって守秘義務を解除したと認められる場合

a 刑事訴訟法144条により公務員の職務上の秘密に関する証言拒否権が原則として認められない場合等

(エ) 本人同意があればよいのか。

a 趣旨をどう解するのか。

c f. 総務省平成23年3月3日「生活困窮者対策等における税務情報の活用について」資料集 p 22～p 24

c f. 前掲東京高裁平成7年7月19日判決・・・本人が同意していても課税庁が守秘義務を理由に調査担当者の証言を許可しなかったことは違法であるということとはできない。

キ 違法性が阻却される場合もある。

(ア) 東京高裁平成9年6月18日判決【参考裁判例集 p 3】

6 対応策

(1) 非強制徴収公債権、私債権については、本人から情報を取るのが原則である。→何とかして接触を図る。 *資料集 p 25～p 26

(2) 本人から同意書を取る。 *前掲資料集 p 11

(3) 弁護士法23条の2を活用する。

（不開示に対して損害賠償請求できるか？）

肯定・・・東京地判平22. 9. 16【参考裁判例集 p 8】、名古屋地判平25. 2. 8【参考裁判例集 p 10】

否定・・・東京高判平25.4.11【参考裁判例集p10】，名古屋高判平25.7.19【参考裁判例集p11】，最高裁平28.10.18【参考裁判例集p12】

(23条の2照会に対する報告義務を負うことの確認請求できるか?)

不明・・・最高裁平28.10.18【参考裁判例集p12】

第4 徴収困難であると判断されるとききの措置

1 徴収停止

(1) 法令の確認

ア 自治法240条3項【法令集p1】，自治令171条の5

イ 私債権及び非強制徴収公債権のみ適用

(2) 要件

ア 法人の倒産(1号)

イ 自然人の行方不明(2号)・・・所在不明の基準定立が必要

ウ 金額が少額(3号)・・・取立に要する費用に満たないときの解釈

(3) 法的効果

ア 内部的手続きであり，債務者との法律関係に影響はない。→時効は進行する。

イ 自治法上は徴収を停止した後の措置について規定がない。

c f. 江戸川区の私債権の管理に関する条例14条1項5号，江戸川区の私債権の管理に関する条例施行規則5条→徴収停止後1年経過すれば債権放棄が可能となる。

2 事実上の徴収停止

(1) 法令の確認

自治令171条の2本文ただし書き【法令集p5】

(2) 該当事由

ア 「その他特別の事情」とは →放棄が見込まれるときその他請求することが相当でないとき

c f. 生活保護受給中の場合

c f. 債務整理中の場合

c f. 債権放棄事由がある場合

3 債権放棄

- (1) 議会の議決が必要
自治法 96 条 1 項 10 号【法令集 p 7】
- (2) 議会の議決は不要
 - ア 自治令 171 条の 7 債務免除
 - イ 個別条例
 - ウ 債権管理条例
 - c f. 江戸川区の私債権の管理に関する条例 14 条 1 項
- (3) 放棄の意思表示は必要か
 - ア 最判平 24. 4. 20【参考裁判例集 p 9】

第 5 強制的な措置（法的手続による回収）

1 法令の確認

- (1) 自治法 240 条 2 項【法令集 p 1】，自治令 171 条の 2【法令集 p 5】
- (2) 私債権及び非強制徴収公債権のみ適用
- (3) 強制徴収公債権は地方税の滞納処分の例による（自治法 231 条の 3 第 3 項【法令集 p 1】）。
- c f. 訴訟を提起するには議会の議決が必要（自治法 96 条 1 項 12 号【法令集 p 7】）
- e x. 江戸川区の場合，500 万円以下の場合専決処分で可（自治法 180 条，江戸川区の私債権の管理に関する条例 8 条）

2 法的手続きを採るべき時期

「相当の期間」とは、債権の性質、取引の実態、時効期間の長短等を考慮して決すべきであるが、その認定が遅れて債権の完全な実現を阻害することのないよう配慮するべきである。一般的にはおおむね 1 年を限度とすべきであろう（以上、松本英昭著「逐条地方自治法第 4 次改訂版」920 頁）。

- c f. 江戸川区の場合、私債権については、1 年を限度とするとしている（江戸川区の私債権の管理に関する条例 7 条【法令集 p 17】，江戸川区の私債権の管理に関する条例施行規則 4 条【法令集 p 18】）。

3 法的手続きを採らなかったとき

- (1) 相当期間経過後は違法になる？
 - c f. 住民訴訟（自治法 242 条の 2） *資料集 p 39～43
 - c f. 最判平 16. 4. 23【参考裁判例集 p 5】，最判平 21. 4. 28

【参考裁判例集 p 7】

c f. 奈良地判平 19. 3. 22 (貸金の償還に係る案件) 【参考裁判例集 p 6】、大阪高判平 21. 12. 17 (上記奈良地判の控訴審) 【参考裁判例集 p 8】 →怠る事実の違法確認 (自治法 242 条の 2 第 1 項 3 号) 及び返還代位請求 (旧 4 号) を認容

c f. 大津地判平 23. 3. 24 (町有地の管理を怠ったことにつき町の元町長に対する支払請求認容) 【参考裁判例集 p 8】 →損害賠償請求義務づけ (自治法 242 条の 2 第 1 項 4 号)

4 法的手続を採らなくてもよい場合とは

→前記 第 4

5 自治体が有する債権の請求に係る訴訟の実情

(1) 案件は殆ど 1 回で終わる。

→欠席判決 (民訴法 159 条 3 項)、和解に代わる決定 (同 275 条の 2)、訴訟上の和解 (同 267 条)

(2) 最も簡易・迅速かつ有効な解決手段である。

* 資料集 p 27 ~ p 36

(3) 債務者から反応がない場合、財産調査権がない私債権、非強制徴収公債権にあっては、訴訟以外に解決の方法はない。

(4) 費用対効果の観点からも訴訟を提起すべきである。

* 資料集 p 37、p 44

6 自治体債権にかかる強制執行の実情・・・費用倒れは嘘?

(1) 公平性の確保するため

(2) 不納欠損処理をするため

(3) 費用対効果の観点からも強制執行を行うべきである。

c f. 江戸川区、練馬区のデータ * 資料集 p 38、p 44

第 6 時効

1 時効制度の概要

(1) 取得時効と消滅時効

2 時効の起算点

(1) 民法 166 条 1 項

(2) 権利を行使することができるときから進行する。

(3) 「権利を行使できるとき」とは、法律上の障害がなくなったときをいう。

(4) 具体的には？

ア 履行期限の定めのある債権…履行期限が到来したとき

(但し、初日不参入のため、翌日から起算する)

イ 履行期限の定めのない債権…債権成立時(判例)

ウ 分割払債務で期限の利益喪失約定がないとき

→ 各分割払いの履行期限が到来したときから、各分割払金それぞれについて別個に時効が進行する。

エ 分割払債務で期限の利益喪失約定があるとき

(ア) 「分割金の支払を●回怠ったときは、当然に期限の利益を喪失し、残債務全額を直ちに支払う」旨の約定であるとき。

→ 期限の利益を喪失した日の翌日に債務の全部について時効が進行する。

(イ) 「分割金の支払を●回怠ったときは、債権者の請求により、残債務全額を直ちに支払う」旨の約定であるとき。

→ 債権者が請求した日の翌日から債務の全部について時効が進行する。

オ 自治法236条3項

3 時効の効力

(1) 民法144条 起算日にさかのぼる。

(2) 自治法236条3項

4 時効期間

(1) 民法・167条1項 10年

ア 168条～174条【法令集p19】・・・短期消滅時効

イ 174条の2【法令集p20】判決で確定した権利の消滅時効 10年

(2) 商法

ア 522条1項【法令集p21】 5年

商事債権とは・商法501条【法令集p20】(絶対的商行為)、502条(営業的商行為)【法令集p20】、503条(附屬的商行為)【法令集p21】

商人とは・・・商法4条【法令集p20】、会社法5条【法令集p21】

一方的商行為とは・商法3条【法令集p20】

(3) 自治法

ア 236条1項 5年

5 時効の中断事由

- (1) 民法153条【法令集 p 5】
- (2) 自治法236条4項【法令集 p 4】
- (3) 債務承認も時効中断事由（民法147条3号【法令集 p 9】）

6 時効の援用・放棄

- (1) 民法145条, 146条
- (2) 自治法236条2項 c f. 最判昭46. 11. 30【参考裁判例集 p 2】
- (3) 時効完成後の債務承認→援用権の喪失 最判昭41. 4. 20【参考裁判例集 p 1】

7 時効が完成した場合の請求の可否

- (1) 公債権・・・不可
- (2) 私債権・・・可
- (3) 時効完成を債務者に告知することの可否

第7 欠損処理

1 欠損処理の意義

- (1) 不納欠損とは、既に調定された歳入が徴収しえなくなったことを表示する決算上の取扱いをいう（昭27. 6. 12行政実例）。
- (2) 法律上の存在と会計上の存在はできるだけ一致させることが望ましいが、必ず一致させなければならないものではない。

c f. 債権放棄

2 欠損処理が必要な場合

- (1) 債権が弁済及びこれに準ずる行為（相殺、代物弁済等）以外の理由により消滅したとき
- (2) 債権は存在するが、法律上又は事実上の理由により、徴収が不納若しくは著しく困難であると認められるとき

3 欠損処理の方法

- (1) 上記2, (1)のとき
ア 公債権について時効完成
- (2) 上記2, (2)のとき
→ 前記 第4, 3

以 上